

## 侮辱罪の厳罰化（2023年5月22日産経新聞掲載）

### 背景にネット上の誹謗中傷も

#### 【質問】

先日、侮辱罪の厳罰化というニュースを見ましたが、どのような行為が侮辱罪に該当するのでしょうか。SNSでの発信やツイートのフォロー、「いいね」でも侮辱罪が成立する可能性はあるのでしょうか。

#### 【回答】

刑法231条は、事実を指摘せずに「公然と人を侮辱した者」を侮辱罪として処罰しています。「公然」とは不特定多数に広まる可能性がある状況、「侮辱」とは他人を蔑視する言動を意味します。

例えば、職場で他の社員らもいる前で「Aのようなクズは生きる価値がない」と発言した場合などが問題となります。侮辱罪とよく似た犯罪に名誉棄損（めいよきそん）罪がありますが、「浮気をしている」等の事実の指摘があるかどうかによって侮辱罪と区別されます。

誰でも閲覧することができる状態のSNS上で他人を蔑視する内容の投稿をした場合、侮辱罪に該当することになります。他方、SNS上であっても、DM（ダイレクトメッセージ）など、他の人が認識できない状態で発信した場合は公然性がなく、侮辱罪は成立しません。

ただし、特定の相手とのやりとりであっても、インターネット上の情報が容易に拡散されうることには注意が必要です。また、他人を侮辱する投稿について「フォロー」や「いいね」をする場合も、その投稿に賛同する言動として侮辱に該当すると判断される可能性が十分にあり、気をつけなければなりません。

今回の法改正は法定刑を重くしたものであり、侮辱罪の処罰対象はこれまでと変わりません。厳罰化の背景には、インターネット上での悪質な誹謗（ひぼう）中傷行為が社会問題化しており、その抑止に向けて国民の意識が高まっていることがあります。

従来、侮辱罪に関する被害届が出されても、軽微なものとして警察等が動くことはまれでした。しかし、前述のような厳罰化の背景を受けて、今後は警察等が捜査に乗り出すことは十分に考えられます。

（弁護士 田坂一也）